

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年9月12日（木）

議 事 日 程（第4号）

平成25年9月12日午前10時開議

日程第 1 報告第13号ないし報告第14号

日程第 2 議案質疑 議案第59号ないし議案第88号

日程第 3 請願委員会付託 請願第2号ないし請願第4号

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第13号ないし報告第14号

日程第 2 議案質疑 議案第59号ないし議案第88号

日程第 3 請願委員会付託 請願第2号ないし請願第4号

出席議員

18番	後 藤 守 議 長	17番	川 又 照 雄 副議長
1 番	井 坂 孝 行 議 員	2 番	藤 田 謙 二 議 員
3 番	赤 堀 平二郎 議 員	4 番	木 村 郁 郎 議 員
5 番	深 谷 渉 議 員	6 番	鈴 木 二 郎 議 員
7 番	平 山 晶 邦 議 員	8 番	益 子 慎 哉 議 員
9 番	菊 池 伸 也 議 員	10番	深 谷 秀 峰 議 員
11番	高 星 勝 幸 議 員	12番	成 井 小太郎 議 員
13番	茅 根 猛 議 員	14番	片 野 宗 隆 議 員
15番	福 地 正 文 議 員	16番	山 口 恒 男 議 員
19番	黒 沢 義 久 議 員	20番	沢 畠 亮 議 員
21番	高 木 将 議 員	22番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	梅 原 勤 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	佐 藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻 津 一 成 市民生活部長	塙 信 夫 保健福祉部長
檜 村 浩 治 産 業 部 長	鈴 木 典 夫 建 設 部 長
山 崎 弘 行 会 計 管 理 者	鈴 木 則 文 上 下 水 道 部 長
福 地 壽 之 消 防 長	山 崎 修 一 教 育 次 長
宇 野 智 明 秘 書 課 長	植 木 宏 総 務 課 長

中 村 弘 監 査 委 員

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長 金 子 充 議 事 係 長
榊 一 行 総 務 係 長

午前 1 0 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 2 2 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 報告第 1 3 号ないし報告第 1 4 号

○後藤守議長 日程第 1，報告第 1 3 号平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第 1 4 号平成 2 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上 2 件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

報告第 1 3 号，報告第 1 4 号については、報告事項となっておりますので、以上をもって終了といたします。

日程第 2 議案質疑 議案第 5 9 号ないし議案第 8 8 号

○後藤守議長 次に、日程第 2，議案質疑を行います。議案第 5 9 号から議案第 8 8 号まで、以上 3 0 件を一括議題として、通告順に発言を許します。

3 番赤堀平二郎議員の発言を許します。

3 番赤堀平二郎議員。

〔3 番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○3 番（赤堀平二郎議員） おはようございます。私，議員になりまして初めて行う議案質疑でございます。冒頭，議案質疑に対する私の心構え，所見を述べさせていただき，それから質疑に入らせていただきます。

議会に提出されます執行部による議案というものは，市長を初めとする執行部の政治的，政策的意思の発露であり，反映であり，かつ具現化であります。そういう意味において，政治的，政策的意思そのものでありますから，私たち議会に所属する議員は，かかる行政側の議案に対しまして，議会議員の立場から，提出動機，背景，政策効果等を含めて精査し，議員としての見識，

意思をもって採決に臨まなければならないではないかというふうに考えております。

そこで、本日、議案 6 5 号につきましてお伺いいたします。

第 1 点でございますけれども、今後の自治体経営の観点から、この提出議案の持っている意味、目指す方向性について、お伺いしたいと思います。

第 2 点につきましては、この議案の政策効果について、どのようなものであると考えているか、お聞かせいただきたい。

第 3 に、今後の施設運用でございます。おおむね運用規定どおりに行われるかどうか、その辺も含めまして、よろしくお願ひしたいと思います。

これで 1 回目の質問ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育次長。

○山崎修一教育次長 議案第 6 5 号常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてのご質問にお答えします。

初めに、今後の自治体経営の観点から、この提出議案の持つ意味、そして目指す方向性についてでございますが、指定管理者制度は、住民の利用に供する公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため平成 1 5 年 9 月に設けられたものでございます。

本市におきましても、この制度の趣旨を踏まえまして、民間事業者等を活用することにより、住民サービスの向上が図られるか、あわせて管理経費の縮減が図られるかという観点で、指定管理者制度の導入を推進しております。

次に、市民交流センターの指定管理で期待できる効果につきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者等のノウハウを活用して、良質の開催事業の提供や利用者に対するサービスの向上が図られること、また、人件費等の削減により、管理運営経費の節減も図られること、さらに、民間経営によるサービスの改善など、スピーディーな対応も期待できることなど、市民交流センターの機能がより効果的に発揮できるものと考えております。

次に、今後の施設運用につきましては、これまでの自主企画事業を引き続き開催するほか、指定管理者へ移行した後も、毎月の定期報告、あるいは業務の遂行状況や実績を確認するモニタリングなどを実施するなど、教育委員会といたしましても、市民交流センターの施設運営にかかわり、円滑な運用を図ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3 番（赤堀平二郎議員） 答弁を踏まえまして、2 回目の質問を続けさせていただきます。

この条例の中の第 7 条、この中には、使用料を今度、利用料とするということでございまして、指定管理者の収入は、そうしますと、市からの指定管理料プラス利用料金という形になって、その中で、いわゆる経営が行われるという形になると思います。

確かに、この指定管理者制度が、コスト削減、財政負担の軽減につながるということは、よくわかっております。私もそうあるべきだというふうに考えております。ただ、指定管理者が、市

からもお金をもらう、利用料金も入る、この中でとんとんで、とにかく経営をやっていけばいいんだというような後ろ向きの発想では、移行した意味がない、サービスの低下ということも招きかねないのではないかとこのように考えております。指定管理者がどのように旧来の行政サービスよりもアップしていくのかということについて、市としてはどのように指導してまいるのかも聞かせ願いたいと思います。

それから、指定管理者が、今までも市サイドのときにも、催事でございますね、コンサートとかもろもろのイベントをやってきたと思うわけでございますけれども、今後は、この指定管理者がそういったイベント、催事について企画、立案するということになると思いますが、そういった場合の自主性といいますか、指定管理者が持っている権限といいますか、フリーハンドといいますか、市との兼ね合いとのそういうことに関してはどのようにこの議案の中、条例の中で考えているのか。指定管理者の持っている独自性、裁量権とか、そういうものに関して聞かせたいと思います。ちなみに、文化団体、市民団体によって構成される事業運営委員会というのがあるそうでございまして、これがどういう形で、指定管理業者とのかかわりを持っていくのか、その辺のこともひとつ聞かせ願いたいと思います。

それと、第4条でございますけれども、第4条には開館時間と休館については記されておりますけれども、例えば、月曜日は今まではとじていたと、祝日に重なる場合はあれですけれども、例えば、管理業者がもうちょっと開館時間を増やして、利便性を高めたかどうかという場合は、これはどんなふうになっていくのか、その辺も質問にお答えしていただきたいと思います。

それから第8条でございますけれども、これはおそらく免責だと私も思っておりますが、災害時の場合の避難場所として、このパルティホールを利用される――現に大震災のときには利用されておりました、この場合、期間がどれぐらいになるかわかりません、その災害の程度によってあれですけれども、この間、当然ながら管理者には利用料という収入がなくなります。私は免責だと思うんですけれども、この場合の休業補償の問題は発生するのか、その辺のこともひとつお答えいただきたいと思います。

いわゆる民間活力の活用に関しましては、私は昨年、九州の武雄市に総務委員会の皆さんと一緒に行ってまいりました。市の図書館が当然あります、どこでもありますけれども、これを民間のツタヤさん、本屋さんです、いろいろレンタルなんかもやっていますけれども、この業者に委託することによって開館日数が格段に増えて、他市からも非常に来館者が増えて文句が出るほどであるということでございます。こういった意味において、ぜひ民間の業者さんのお力をおかりするわけですから、ぜひともそういったことが、民間の業者さんが自由にできるようにしていただいたらいいなということでございます。

以上、条例に絡みまして3点ほど言いましたけれども、ひとつお答えいただきたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育次長。

○山崎修一教育次長 まず1点目は、質の低下を招かないかのご質問でございますが、指定管理表に含むコンサート講演等、自主企画事業やロビーコンサートなどにつきましては基準額を示し、現在と同程度の事業を実施させる予定となっております。

続きまして、団体の裁量権につきましては、こちらが指定した事業を実施するほか、市民ニーズに効果的に対応し、サービスの向上を図るため、指定管理者の裁量によりまして、民間のノウハウを生かした施設の管理運営や、市民交流センターの設置目的に関する事業を実施することが可能となります。具体的には、指定管理者が独自に企画提案する自主事業の開催も実施可能となります。

続きまして、開催事業につきましてのご質問でございますが、自主事業の開催内容の決定に際しましては、現在も行っております市民交流センター事業運営委員会が関与することとなるため、これまでどおりの質の水準が確保されるものと考えております。

続きまして、第4条の開館時間及び休館日についての質問でございます。第4条の第3項におきまして、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第1項の開館時間もしくは前項の休館日を変更し、または休館日以外に臨時に休館することができると規定してございます。条例に規定する開館時間、あるいは休館についても、市長協議の上、変更できるものと考えてございます。

続きまして、第8条利用料の減免につきましてでございます。非常災害の避難場所としてセンターを利用した場合の利用料金の減免につきましては、基本的には年間の指定管理料に含まれると考えております。ただ、避難期間が長期になる場合は、事業実施が困難になることも考えられますので、今後、協議する形になります。

○後藤守議長 赤堀議員。

○3番（赤堀平二郎議員） おおむね理解させていただきました。

以上で、私の議案質疑を終わらせていただきますけれども、今後ともやはり私は、勉強をしながら、議案質疑といったものが採決につながり、議員の意思を反映させるためにも必要なものであると考えますので、今後とも機会を見つけて、議案質疑をさせていただくことを述べまして、以上をもちまして私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○後藤守議長 次、22番宇野隆子議員の発言を許します。

22番、宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議案第60号、65号、79号の3件について、質疑を行います。

議案第60号常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。これは高齢者生産活動センターの管理運営を指定管理者に移行するための条例の一部改正として、提案されております。この中で私は3点伺いたいと思います。

1点目は、45ページの中で、現行の第5条、一番上になりますけれども、運営審議会についてです。現在、運営審議会は4名の委員さんで行われておりますけれども、指定管理者への移行で当然なくなってくるわけです。この審議会にかわる設置目的に沿った、生きがいを高める、あるいは山村地域の振興を図っていく、そのためのやはり組織をつくっていくことが必要かと思えますけれども、この点について検討されていればお伺いをいたします。

2点目は、改正案の第5条施設利用の要件及び許可等、この2項について伺いたいと思います。この中に、「利用者は指定管理者の指示した事項を厳守し、常に善良な利用者としての注意をもって施設等を利用しなければならない」と明記されております。現行も第8条で「常に善良な使用者として」とありますけれども、自分でも少し細かいなとちょっと思うわけですが、この善良な利用者というのは、奥があるのかどうか、どういうことなのか伺いたいと思います。

施設そのものをきちんと使うということは当たり前のことなんですけれども、民法などを見ると、善良という言葉も文言として使われておりますが、この施設は昭和55年にできて、32年経過しておりまして、当時はやはり、こういう施設ができて機械設備が入ってくると、大事に使うということが求められてきたので、現行、こういう「善良な使用者」ということになるかと思うんですけれども、このあたりの考えを伺いたいと思います。例えば、46ページに移りますけれども、原状回復の義務ということもあります。そういうことも含めて、「善良な利用者」というのは省略してもいいんじゃないかということで伺いたいと思います。

次に3点目は、46ページの利用料金についてです。第7条利用料金、利用者は別表に掲げる範囲内ということで、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料を支払わなければならない、利用料金は指定管理者の収入とするということで、別表が47ページにあります。この中で、現行は利用料金は、個人、団体とも1日1回につき幾らということで進められてきました。改正案では今度は、利用料金1時間当たりということで、こういうふうな料金改正が出されてきているわけなんですけれども、その理由について伺いたいと思います。

もう一点は、利用者がこのセンターにおいて、物を制作するときに大体要する時間というのはどのぐらいで、これまでの運営の中で行われてきたのかについても伺いたいと思います。

次に、議案第65号市民交流センターについてです。この中では、貸借対照表の中での、ページ75、利用料金、この1点について伺いたいと思います。利用料金の2項、利用料金は別表に掲げる額の範囲内ということで、78ページから84ページにわたって出ておりますけれども、この中で、範囲内に定めるということで上限がこの額になってるわけです。例えば82ページ、私もよく使わせていただいております大会議室、小会議室で見えますと、夜間で、現行が1,470円、これが1,770円。大会議室においては、夜間2,420円が2,910円というふうなことで上限が出されてきました。計算してみますと、おおむね1.2倍となりますけれども、この料金改定の理由について伺いたいと思います。

それから、この利用料金の改正に伴って、指定管理料の関係ですけれども、指定管理料の積算というのは、どのようにされるのか伺いたいと思います。

次に、補正に移りたいと思います。一般会計の補正です。議案第79号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算について、まず12ページの5目財産管理費についてです。13節委託料33万8,000円、説明で測量調査設計委託料33万8,000円、不動産鑑定委託料300万円と、合わせて33万8,000円の補正がされてるわけなんですけれども、これについては、これまでも未利用地の整理、あるいは学校が統廃合になり、廃校になっておりますけれども、そういう関係を、学校であれば2年間ということを検証しながら利活用を図っていく、利活用が図られな

いところは更地にしていくというようなことが、一般質問の中でも答弁されておりますけれども、この関係だと思っておりますけれども、この内容を伺いたいと思います。どこの場所で、何件あって、どんな内容のものなのか、こういうことについて伺いたいと思います。

次に17ページ、補助金関係です。3目農業振興費。農業振興費ということですから、この補助金が、農業の振興のために大いに役立つ補助金であればと思うわけですが、ここの19節負担金補助及び交付金1,030万6,000円ということで、4事業が出ております。有害鳥獣等被害防止対策事業費は23年度から出されておりますけれども、それぞれの事業内容について具体的にご説明いただければと思います。

それから、4目の畜産業費、これも19節負担金補助及び交付金ということで、101万2,000円が一般財源から上がっておりますけれども、この資源リサイクル畜産環境緊急対策事業費の内容についても伺いたいと思います。

1回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 それでは、議案第60号に係るご質問にお答えをいたします。

まず初めに、運営審議会に係る組織は作らないのかということでございますが、現在、指定管理に向けて、清算団体で定款を作成しているところであります。定款に運営の支援や助言をする組織ということで、運営審議会にかわる、外部の委員から成る組織を設置するというところで調整を進めているところでございます。

次に、第5条第2項の善良なる利用者、どのような意味が含まれているかということでございますが、これは民法上の注意の程度を定める用語ということでありまして、立場に応じました注意義務を示すものであります。この施設につきましては、木工製作の機械とか、そういう施設もございます。それから、実習、研修をする部屋等もございます。それらの機材等、施設等の適正な利用ということで、そこを利用する人の立場に応じた注意義務というものを示しているものでございます。

次に、利用料金の改定でございます。当施設の利用料金につきましては、昭和55年の施設開設のときの利用料金のままとなっていたわけでありまして、その後、消費税の関係で、消費税分についての改正を行っているところでありますが、今回の条例改正に当たりまして、開設から33年が経過していることから、現在の施設にかかる光熱費のコストをもとに1時間当たりの利用料金を算定いたしまして、このたびの改定ということになった次第でございます。

それから、これまでの個人、団体が1回利用した場合の使用時間のご質問でございますが、主にわら工芸品の作成ですかね、講座等の利用でありまして、あらかじめ材料等を準備しておく中で、講習会等が行われたわけですが、およそ2時間で終了する講座となっておりますので、1時間当たりの単価を決めておきまして、2時間程度でということでありまして。そういう意味では、これまで実質2時間の利用料金で210円程度であったものが、1人当たり300円の利用料金になると想定をして計上をしたものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 議案第65号についてのご質問にお答えいたします。

初めに、利用料金についてでございます。地方自治法第244条の2第9項において、利用料金は公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、当該普通公共団体の承認を受けなければならないと規定してございます。条例別表は利用料金の上限を定めるものでありますが、現行使用料と比較いたしますと、議員ご指摘のとおり、おおむね2割引き上げた内容となっております。これは、指定管理者が市の定める範囲内で効率的かつ効果的にサービス提供を行うために設定するものでございまして、これまでの物価上昇率、あるいは将来的な物価上昇、税制改正等に対応するものでございます。

また、指定管理者は、あらかじめ利用料金について、当該地方公共団体の承認を受けなければならないと規定されておりますので、指定管理者が安易に利用料金収入を上げるための利用料金の引き上げを認めるものではございません。

また、指定管理料の試算につきましては、現行の使用料、使用件数をもとに算出を行う予定となっております。

実際の利用料金の運用につきましては、市民サービスの低下を招かぬよう、現在におきましては、現行使用料と同額を予定しております。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 議案第79号一般会計補正予算の中の財産管理費13節委託料の内容についてのご質問にお答えします。

ファシリティマネジメントの考え方に基きまして、未利用となっている市有地の処分を積極的に進めてまいりたいと考えておりまして、これまで普通財産のうち売却可能なものについて、処分のしやすさの程度に応じて、A～Dの区分によるランクづけの作業を行ってまいりました。その中で、Aと評価された土地のうち特に条件のよいものについて、測量と不動産鑑定の前算を計上しているものでございます。あわせて、廃校の利活用に係る不動産鑑定の前算を計上しているところです。

まず、中城町猿ヶ橋区画整理地内に保有する市有地、住所は中城町3419の1外2筆、この814.99平方メートルを分譲できるように3区画に分筆すると。そのための測量委託料が36万8,000円となっております。

次に、不動産鑑定委託料300万円につきましては、先ほど申しましたファシリティマネジメントによる土地の処分に係るものが4件、また、廃校の利活用による処分、または貸し付けに係るものが3件の計7件の不動産鑑定料となっております。

具体的には、ファシリティマネジメントによる土地の処分に係るものが、1つ目として、先ほど申しましたものと同じですが、中城町猿ヶ橋区画整理地内の中城町3419の1外2筆の814.99平方メートル、2つ目が内堀町滝坂区画整理地の内堀町3620番、363.96平方メートル、3つ目として、佐竹南台団地、天神林町の1225番58外3区画の1,205.22平方メ

ートル、4つ目として、大方町の旧金砂郷給食センター跡地、住所が大方町字竹合前1327の2外2筆の1万340.32平方メートル、これらの不動産鑑定料となっております。

また、廃校の利活用による処分、または貸し付けに係るものが、1つ目として、旧佐都小跡地、所在地が茅野根町364番地外5筆、9,825平方メートル、それから建物としては体育館、特別教室となっています。2つ目の旧河内小跡地、こちらが所在地が町屋町1205番地の1筆で、1万5,602平方メートル、建物が校舎、体育館となっています。3つ目の旧北小跡地ですが、所在地が天下野町4822番外3筆、1万3,540平方メートルということで、建物が校舎、体育館、これらの不動産鑑定料となっております。

以上です。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 一般会計補正予算の農林水産業費に係ります補正予算等の内容についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1番目の鳥獣被害防止総合対策整備事業について、お答えをいたします。有害鳥獣対策といたしまして、茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金を活用いたしまして、常陸太田市鳥獣被害防止対策協議会が実施をいたします2つの事業がこの中に含まれております。

まず1つ目といたしましては、侵入防止柵の設置といたしまして95万円を計画しております。計画の内容といたしましては、市内小妻町の笠石地区内に、農作物の鳥獣被害を地域ぐるみで防止するためのワイヤーメッシュ製の侵入防止柵を延長925メートル設置し、農地1.3ヘクタールを囲み、農作物の被害が拡大するのを防止する事業でございます。

続いて2つ目でございますが、有害鳥獣の捕獲機器を購入するため89万円を計画をしております。内容といたしましては、捕獲に使う道具くくりわなを160丁購入いたしまして、市の有害鳥獣捕獲隊に配備し、活用をしていただき、農作物の被害の軽減を図るものでございます。合計184万円を補正予算に計上させていただいたものでございます。

続きまして、2番目の有害鳥獣等被害防止対策事業についてでございますが、これは平成23年度から実施しております本市の単独事業で、福島原発事故によります放射能汚染の影響によりまして、狩猟期間中にイノシシの捕獲が減少した場合、翌年の農作物への被害が拡大するのをあらかじめ防止するため、狩猟期間中にイノシシの捕獲を行い、食用に供せず焼却処分を行った者に対して助成をするものでございます。事業費400万円の補正を計上させていただきました。なお、実績といたしましては、平成23年度に329頭347万円、一昨年度、平成24年度は371頭383万円となっております。

続きまして、3番目の食と農のチャレンジ事業について、お答えをいたします。この事業の事業主体はJ A茨城みずほ農業組合でございます。茨城県からの補助金80万円を計上させていただきました。

この事業は、生産現場からの企画提案によります創意工夫ある新たな取り組みへの支援事業といたしまして、農畜産物の高品質化、エコ農業や食育や販路拡大等の経費といたしまして、調査費、研究費、研修費、そして加工品の試作や簡易な機械設備、施設の整備に要する経費でござい

ます。ＪＡみずほの水稲部会が統一した栽培基準を用いまして、定期的に栽培講習会等を開催し、技術の向上の指導を行い、高位標準化を図ります。今般、米の乾燥機のグレーダーの網目を現在の１．８５ミリから１．９ミリに規格変更をし、歯ごたえとうまみを高めた高品質米といたします。生産基盤を向上させ、米のブランド化をさらに強化し、販売促進をしてまいる予定でございます。

続きまして、４番目の経営体育成支援事業についてでございますが、事業主体は農業法人みずほ農園でございます。人・農地プランによります農業法人みずほ農園を地域の中心となる経営体と位置づけし、人材育成、確保及び経営面積の拡大を図る融資主体型補助型経営体育成支援事業によりまして、今般、金融機関からみずほ農園が融資を活用して、農業用機械のコンバインとトラクターを導入する予定でございます。事業費といたしましては総額１，１７４万円でございますが、融資主体型補助事業でございますので、金融機関から定額５００万円をみずほ農園が融資を受け、この融資を受けることにより、融資型国庫の補助金として定額で３００万円が国から助成をされます。さらに、前段に申し上げました金融機関からの融資を受けることによりまして、信用供与国庫補助金として６６万６，０００円が上乗せとなりまして、合わせまして３６６万６，０００円を補正、計上させていただいたものでございます。

続きまして、４目の畜産業費の内容等について、お答えをいたします。これは常陸太田市バイオマスリサイクルセンターが本年３月３１日に閉鎖をしたことに伴いまして、これまでご利用をいただいております畜産農家の皆様方が、当センターから格安な粉碎バークの確保ができなくなり、民間事業者からの購入を余儀なくされたという状況にございます。この購入金額は、これまでのバイオマスリサイクルセンターと比べると高額となっており、畜産農家の急激な負担増となっているところでございます。これらのことから、粉碎バーク購入の負担増に対する激変緩和を図るため、３年間に限り助成金を交付するものでございます。具体的には、バイオマスリサイクルセンターにおいて、１立米当たり９４５円であったものが、民間事業者から購入すれば平均で約１，７３５円となっております。このようなことから、年間の総使用量に対しまして、１０１万２，０００円の補正予算を計上させていただいたところでございます。この事業によりまして、急激な負担増によります畜産農家の経営悪化を回避し、３年の間に経営安定化を図るよう畜産事業の健全化に向けた支援をするものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○２２番（宇野隆子議員） ２回目の質疑をいたします。

まず、高齢者生産活動センターの施設管理条例の一部改正の議案第６０号ですけれども、ここで先ほど３点質疑をさせていただきました。運営委員会にかわるものとして、定款の中で外部の委員会を検討しているということでありますけれども、もう少し、定款の中で話が進んでおれば、外部の委員さんはどういう方を何名ぐらい検討されているのか伺いたいと思います。

２点目の第５条の施設料の要件及び許可等ですけれども、「常に善良な利用者」というところは、特に私もこだわるわけではないんですが、ここを外しても十分利用者の方に適切に施設を利用してほしいというようなことはこの条例の中に網羅されているような気がします。善良な利用

者という、じゃあ悪質な利用者はどうするのかということで、罰金とか罰則とかありますけれども、この文言がなくても十分施設の利用、適正に使うということでは、十分この内容で反映されているのかなと。特にこの善良な利用者——こだわっているわけではないですけども、これを入れたという内容についてはわかりました。条例はもう少し、今度は公の施設が指定管理になるわけですけども、誰もが、きちんと大事に使うということは、これまでも当たり前ですからね。まあ、お考えはわかりました。

3点目のページ46の利用料金ですけども、全協で指定管理者導入に向けてということで、生産活動センターの指定管理者導入に向けた収支の案等も資料をいただいております。あれを見ますと、4万8,000円が一応収入として上がっておりまして、この中ではシルバー人材センター事務所使用料、それから各種教室利用料ということで、まだまだ今後、そういう利用者を増やすと、講座もできるだけ魅力あるものを開いてどんどん使っていただくと、そういう意味でも生産者団体、また、これからの外部委員さんの役割なども大きくなってくるかと思います。利用料金については、先ほど昭和55年設立と、30年以上この料金でやってきたということで、1講座大体2時間で300円ということでは、このあたりが妥当なのかなと私も考えております。利用料金の改正についての説明はわかりました。

議案65号の交流センターの利用料金についてですけども、上限を定めて、来年は国会でも消費税8パーセントというようなことは一応決まっていますけど、これが延期になるか、どういうふうになるかというのは今後わかりませんが、そういうこともこの中には含まれているということですね。それで、指定管理者制度になっても、利用料金そのものは現行どおりだということで、5年間という指定管理の期間がありますけれども、そういう中ではどういふ変化があるのかわかりませんが、当面は変わらないということで進めていくということですね。そこで、1つだけ伺いたいと思うんですけども、先ほど3番の同僚議員が質問しておりましたが、指定管理料について、メリットはどういうところにあるのかということで、人件費の削減ということ、それとあわせて維持管理費の削減が図られることもメリットの1つに挙げられておりますが、私は指定管理者制度になっても、働く人、これはやっぱり行政としてはきちんと給与を保障していくと。最低賃金はもちろんですけども。だから、人件費が行政で削られるからいいんだという話ではないと思うんです。指定管理者になっても、やはりそこで働く人の人件費はきちんと保障できるような指定管理料をと。やはり、そういうことを含めて配慮していかなければならないと思うんですけれども、その点について1点だけ懸念されますので、伺いたいと思います。

議案79号の一般会計補正予算ですけども、12ページの財産管理費については、おおむね理解をいたしました。

廃校になった3校ありますね、旧佐都小、旧河内小、それから北小。北小については建物自体はそう新しくない、どちらかというと古いということですけども、河内小は校舎も体育館もまだまだ十分使える新しいものだと思います。学校の利活用について、廃校になった学校ですけども、将来的な見通しというのは、まだ検証中なのかどうなのか、見通しがついているのかどうか、その辺をお聞きできればと思います。

それから、補助金ですけれども、いろいろ具体的にご説明をいただきました。一般質問の1日目にも出ましたけれども、イノシシのわなは、道路を挟んでというようなこともあって、それをぐるっと一くくりにして捕獲すると。今回初めて試行的に始まるんでしょうけれども、こういうことで効果が上がれば、またほかの地区も一くくりできるような、道路が間に入ってもと。そういうところも今度計画的にやっていただけるということで考えていらっしゃるのかどうか、伺いたいと思います。

3点目のJAみずほの県単独の事業ですけれども、80万円というのは、この食と農のチャレンジ事業費は県とJAということで、行政がトンネルといいますか、ここに入ってJAのほうへということですね。そうすると、2分の1を県が補助ですから、2分の1の80万円、そしてJAさんが80万円ということで、1.85ミリから1.95ミリ、もう少し大粒のふるいにかけてという網目の乾燥機ですけれども、ではそれは80万円と80万円の160万円ぐらいで購入できるものなのでしょうか、伺いたいと思います。

それと4目の畜産業費の中の101万2,000円ですけれども、バイオマスリサイクルセンターが、原発の影響を受けて廃止というようなことになってしまったわけですが、そういうところで、先ほど答弁がありましたように、時限立法といいますか、3年間の期間、経営安定化のためにというようなことでありますけれども、今、上山里工業団地にも、新聞にも出てましたけれども、間伐材のチップ化などの工場ができるということです。本市としては、そういう部分では考えないで、今後も民間にこういうものは委託して、チップ化して堆肥化していくというようなことで考えておられるのかどうか、その点のみ伺いたいと思います。

以上で、2回目の質疑を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○塙信夫保健福祉部長 外部委員をどのように考えているかということでございます。現在、調整中ではございますが、6名程度で構成できないかということでもあります。社会福祉関係の活動をしている方、それから高齢者団体の中から、それから識見を有する者、それから生産団体の中からも参加していただきます。さらに、重要な方向性を作っていかなければならないという状況もありますので、市からも関係職員が入る、それから、その他の関連する団体の中から、有益な情報提供とか相談できるような団体からも入っていただくということで、先ほど申しましたが、今、6名程度で構成できればということで考えております。

以上です。

○後藤守議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 まず、1点目の税制改正の部分なんですけれども、国において現在、税制改正の実施時期等を検討しているところでございまして、この部分につきましては、市といたしましても、今後、決まった場合には再度協議する必要があると思っております。

それから人員配置の部分ですけれども、指定管理料に含まれる人件費につきましては、民間の標準的な金額をもとに算定しておりますので、そういう形で考えております。

○後藤守議長 総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 廃校の利活用に関するご質問にお答えします。旧佐都小、河内小、北小、この3校の利活用の協議の状況ということですが、ご案内のとおり、民間企業等の利活用を図るということで、募集をこれまでしてまいりました。また、そのような募集をしているよというような状況も地元に入りまして説明をしてきたところです。先般、8月中旬になりますけれども、市の内部の選定委員会において、応募があった事業者の中から選定をしまして、おおむねその選定は終わったところですが、その選定の内容に基づきまして、今後また改めて地域に入り、地域の方々のニーズと企業のニーズがうまく合わさるようという形で協議を進めていきたいというふうに考えていまして、今月中、または来月の早いうちに、また地域のほうに出かけてまいりまして、協議をする予定となっております。

○後藤守議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 3点について、ご質問いただきました。

まず、1点目のイノシシのメッシュワイヤーの設置について、地域ぐるみの取り組みについてのご質問でございます。議員ご発言のように、地域の実情によりまして、なかなか、農地全体を囲むという取り組みが非常に難しいところも正直でございます。今般、事業を進めさせていただく笠石地区は幸い奥のところで、道路はありますけれども、行きどまりという地形のところですので、当然、農家の皆さん、地域にお住まいの方、全員同意了解のもとに設置されるのであります。しかしながら、地域ぐるみでの取り組みは非常に大切な取り組みだというふうに考えてございますので、今後も地域の実情をよく調査し、地域との話し合いを進めながら、このような考え方、防護策、防止策を地域に広げてまいりたいというふうに考えております。

2点目の食と農のチャレンジ事業の中でのライスグレーダーの価格についてのお尋ねでございますが、1機当たり、平均でございますけれども、いろいろメーカー等もございますが、約4万円でございます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、今回の事業費は県からの補助金と、事業主体JAみずほだけの事業、総事業費160万円で実施する事業でございます。事業費の中には販売促進に係る経費とかも入っているものでございます。

それから3点目のバーク材についてのご質問でございますが、バーク材につきましては、議員ご承知のことと存じますが、主に堆肥を作るときに、牛ふんに、水分調整をするためにバーク材を混ぜて、それを利用するものでございます。先ほどのご質問の工業団地のチップ化の事業とはまた別でございますけれども、いずれ、このバーク材は市内の木材事業者等から続けて購入していくということになるというふうに考えてございます。そういうこともございますので、3年間ということで期限を付けて経営の安定を図っていただきながら、畜産農家についても取り組んでいただけるような1つの支援、対策というふうに考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） いろいろご答弁いただきまして、よくわかりました。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

議案第69号から議案第78号まで以上10件については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第78号まで以上10件については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、井坂孝行議員、藤田謙二議員、木村郁郎議員、深谷渉議員、鈴木二郎議員、益子慎哉議員、菊池伸也議員、山口恒男議員、宇野隆子議員、以上9人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長、益子慎哉議員、副委員長、木村郁郎議員、以上であります。

次に、議案第59号から議案第68号並びに議案第79号から議案第88号まで、以上20件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願委員会付託 請願第2号ないし請願第4号

○後藤守議長 次、日程第3、請願第2号教育予算の拡充を求める請願、請願第3号新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願、請願第4号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する請願、以上3件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号、請願第3号、請願第4号については、お手元に配

付いたしてありますとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○後藤守議長　以上で，本日の議事は議了いたしました。

次回は９月２５日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前１１時１１分散会